

## 四半期レビューのあり方を検討していくに当たっての留意点(案)

### 1. レビューの目的

開示会社が、証券取引法に基づいて提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない(証券取引法第193条の2)。

(注)公認会計士法においても、「財務書類の監査又は証明をすること」が公認会計士の業務とされている(公認会計士法第2条第1項)。

上記の法律の枠組みの下で、四半期開示の適時性、迅速性の要請を踏まえながら、同時に四半期財務諸表に係る監査証明業務(レビュー)の信頼性を確保していくことが必要。

以上を踏まえ、下記の点につき、どのように考えるか。

(1) レビューは、「真実かつ公正な概観」に関する保証とするか、あるいは「会計基準への準拠性」に関する保証とするか。

- (参考) 1. 国際レビュー基準: 適用可能な会計基準に従って、真実かつ公正な概観を与えていない、或いは適正に表示していない、と監査人に信じさせる何かに気付いたか否かについての結論の表明。  
 2. 米国レビュー基準: 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠するのに必要な何らかの重要な修正事項に気付いたか否かについての記載。

(2) 仮に、「真実かつ公正な概観」に関する保証とした場合、レビューは、「有用性」に関する保証とするか、あるいは「適正性」に関する保証とするか。また、この点について、会計基準における「実績主義」と「予測主義」との関係をどのように考えるか。

(参考) 中間監査基準: 企業の中間会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかの意見の表明。

## 2. 四半期財務諸表の信頼性を確保するための方策

四半期財務諸表の信頼性を確保するため、レビューの導入に当たって、以下の方策が考えられるがどうか。

(1) レビューは年度監査と一体のものとして、同一監査人によって実施することとし、年度監査において特段の着眼点等があった場合には、その後のレビューの段階で改めて確認を求めるなど明確化する。

(レビューと年度監査の一体的な実施により、いわゆる「常駐監査」に近いものとなり、監査人による不正等の発見の機会が増加することを期待。また、効率的な実施につながることによりコスト削減にも期待。)

(参考) 国際レビュー基準・米国レビュー基準：レビューを実施する監査人は、通常、年次財務諸表の監査にも携わる。年度監査のための監査手続がレビュー期間中に実施されることがある。また、以前の監査又はレビューの際に発見された修正事項等の影響を検討する。

(2) レビュー手続は、四半期終了後のみならず、四半期中を通じて実施されるべきことを明確化する。

(参考) 1. 国際基準：監査人は、企業が四半期財務情報を作成する前に、又は同時にレビュー手続の多くを実施するかもしれない。  
2. 米国基準：レビュー手続の多くは、四半期財務諸表の作成前又は同時に実施することができる。

(3) レビューにおいては、通常、企業への質問や分析的手続(セグメント別、勘定別、過年度の数値の比較など当該企業の財務情報の分析を通して、財務情報の適正性を検証する手続)が中心的な手続となるが、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性を監査人が把握した場合等には、直接確認等の実証的な手続を実施する。

(参考) 国際レビュー基準・米国レビュー基準：通常は、質問、分析的手続及びその他のレビュー手続に限定されるが、四半期財務情報が適用可能な会計基準に従って作成されるように、重要な調整が必要との疑問が生じる場合には、追加的な質問又は他の手続を実施しなければならない。

(4) 不正等の端緒を発見できるよう、業種の特性等を踏まえて分析的手続の高度化を図る。

- (参考) 1. 国際基準:レビュー基準の付録に、分析的手続の一般的な例が示されている。  
2. 米国基準:業種の特性等を踏まえた分析的手続の例が示されている。

(5) レビューにおいても、企業の存続可能性に関する継続企業の前提についての確認や不正等の端緒を発見できるよう経営者とのディスカッション等を求める。

- (参考) 国際レビュー基準・米国レビュー基準:継続企業として事業継続する企業の能力の評価を変更したか等について、経営者へ質問するとともに、開示の適切性の検討を行う。

(6) レビューにおいても、レビューの質を合理的に確保するため、監査事務所に対して、監査に関する品質管理基準に従った品質管理システムを整備・運用を求めるとともに、監査実施者にもそのシステムに従ったレビューを求める。

- (参考) 1. 国際基準:監査事務所の品質管理に関する基準(ISQC1)は、レビューを含む保証業務を対象としている。  
2. 米国基準:監査事務所の品質管理の基準(QC Section 40)において、保証業務に携わる実務家に要求される能力を規定している。